

第5章 総合教育研究センター

福島大学総合教育研究センター規則

制定 平成17年4月1日

改正 平成18年3月7日 平成19年3月20日 平成21年3月3日

平成22年3月16日 平成24年3月6日

（趣旨）

第1条 この規則は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定）第4条の2第2項の規定に基づき、福島大学総合教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、教育改革に関する調査・研究を行うとともに、本学の教育活動及び教育支援活動を総合的に支援することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育活動の質の維持・向上・改善に関すること。
- 二 教育内容及び教授方法の改善に関すること。
- 三 キャリア開発及び職業集団との連携に関すること。
- 四 教職履修体制及び教育職員免許状の取得に関すること。
- 五 教育現場等からの教育相談に関すること。
- 六 現職教員研修及び学校教育関係機関との連携に関すること。
- 七 その他センターの目的を達成するために必要な業務

（部門）

第4条 センターに、次の部門を置く。

- 一 高等教育開発部門
- 二 キャリア研究部門
- 三 教職履修部門
- 四 教育相談部門
- 五 現職研修部門

2 部門に関する必要な事項は、別に定める。

（職員）

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任教員

2 センターに、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- 一 研究員
- 二 研究協力員
- 三 特任教授又は特任准教授（以下「特任教授等」という。）
- 四 客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）
- 五 その他必要な職員
（センター長）

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長の選考については、別に定める。

（副センター長）

第7条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、本学の教授又は准教授のうちから、第13条に規定する福島大学総合教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経てセンター長が指名する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、辞任したとき又は欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（専任教員）

第8条 専任教員は、センターの業務を処理する。

2 専任教員の選考については、別に定める。

（研究員）

第9条 研究員は、センターの業務に従事する。

2 研究員は、本学の教員のうちから、センター長が委嘱する。

（研究協力員）

第10条 研究協力員は、センターの業務に従事する。

2 研究協力員は、本学の教員以外の者から、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

（特任教授等）

第11条 特任教授等は、センターの業務に従事する。

2 特任教授等の選考については、別に定める。

（客員教授等）

第12条 客員教授等は、センターの業務に従事する。

2 客員教授等の選考については、別に定める。

（運営委員会）

第13条 センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（事務）

第14条 センターに関する事務は、教務課において処理する。

（規則の改正）

第15条 この規則を改正しようとするときは、運営委員会の議を経なければならない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、新たに選出される副センター長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。